

八王子市立元木小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立元木小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。
- 令和8年度の重点項目
児童の表情・しぐさ・言動から「いつもとは違うちょっとした変化や違和感」などの「いじめの兆候」を見逃さない。

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- 学校いじめ対策委員会による組織的な、いじめ認知・経過観察・解消判断の体制の構築。
- 多様化する子どもたちの SNS 等を含むコミュニケーションツールに応じたルールやマナーの指導。
- いじめアンケートを活用した児童の些細な変化や悩みの把握からの「いじめの兆候」の早期発見。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週木曜日 16時から
- 構成員 全職員（校長、副校長、生活指導主任、各学級担任、養護教諭、SC）
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

放課後パワーアップタイム

放課後の時間を活用した個に寄り添う指導を通して担任と児童との関係を強化する。（木曜日を含む週3回程度）

いじめ対応の流れ

1. 教職員の観察、児童・保護者の訴えによりいじめの疑いを把握
2. 聞き取りによる事実の確認（複数の教員で対応）
3. 学校いじめ対策委員会に報告・いじめの認知について検討
4. 保護者への報告（認知/解消/継続）
5. 認知・継続の場合、いじめの認知案件として見守り
6. 解消に向けて学校いじめ対策委員会で経過状況の報告・検討
7. 学校いじめ対策委員会に解消/継続について判断

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月27日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 5月13日 「生活指導全体会①」
15日 「生活指導全体会②」
- 8月27日 「重大事態の理解と対応」
- 10月16日 「いじめ事例による研修」
- 1月 8日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 道徳や特活の時間の活用
友達と多くの関わりをもち、互いの良さを認め大切にする心情・態度を育てることで、自己有用感、他者理解・他者尊重の向上を図る。
- コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動
縦割り班活動等の異学年交流を通して、協働的で主体的に学ぶ姿勢の向上を図る。

SOSの出し方に関する授業

- 「分からない」「できない」が出しやすい環境
元木小スタンダード（学習・生活）を活用しながら、教室環境のUD化（ルールが見える化で皆が快適に生活でき、子供のいいところが発揮される環境づくり）を行い、「分からない」「できない」が出しやすい授業づくりをする。週3回程度の放課後パワーアップタイム等を活用した個に寄り添う指導を通して担任と児童との関係を強化する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 全校朝会での「命」についての講話
校長からの講話で「命の尊さ」についての学校全体で考える時間を確保する。
- 「いのち」について考える道徳授業
道徳で「命」や「人権」を扱った授業を行う中で「自分も人も大切にすること」について考える時間を確保する。

児童の自己肯定感を高める取組

- 「生活スタンダード」の活用や教室環境のUD化
暗黙のルールが見える化、子供の良いところが発揮される環境づくり。
- 道徳や特活の時間の活用
見通しをもちトライ&エラーでねばり強く取り組み、目標に向かって努力し、最後までやり抜き、振り返ることでさらに自分を高める子を育てる。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- 保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- 子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- 学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- 学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- 道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- 学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- 学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- 事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- 児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。